

事故にあったら必ず警察に届出を!!

■災害見舞金は

区 分	災害の程度		見舞金額
死 亡	死亡		1,000,000円
障害1	自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号。以下「自賠法施行令」という。)別表第1級各号に掲げる障害を負ったもの		700,000円
障害2	自賠法施行令 別表第2級及び第3級各号に掲げる障害を負ったもの		500,000円
傷 害	基本額	実治療日数が3日～10日	20,000円
	加算額	11日目以降	基本額に下記金額を加算 入院1日につき 2,000円 通院1日につき 1,000円
	※傷害(基本額及び加算額の合計)に係る災害見舞金の額は、300,000円を上限とします。		
交通事故証明書がない場合	実治療日数が3日以上、かつ、条例第2条第1号に該当する交通事故において、自動車安全運転センター所長の発行する交通事故証明書がない場合		10,000円

備 考

1. 「実治療日数」とは、医師の指示により医療機関等に入院又は通院し、治療を受けた日数をいう。

2. 1日のうち複数の医療機関等で治療を受けた場合においては、実治療日数は1日として算定する。

3. 災害見舞金の支払い対象期間は、当該交通事故が発生した日から2年以内とする。

■自動車損害賠償保障法施行令(抜粋) <別表>後遺障害別等級表

第1級	1. 両眼が失明したもの 2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃したもの 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの
第2級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2. 両眼の視力が0.02以下になったもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5. 両上肢を腕関節以上で失ったもの 6. 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの

申込は各市役所・町役場へ!

ワンコインで
「もしも」に備える
共済、ありますよ。

市町村交通災害共済

令和3年2月1日受付開始



掛金
500円

災害見舞金
最大100万円

家族の安心を応援します!

共済期間
最長1年間

災害見舞金
最高100万円

ほぼ全ての
交通災害に対応

©詳しいことはお住まいの市役所・町役場にお尋ねください。

交通社会と言われる現代、事故に遭わないのが一番ですが、ワンコインで、もしものときの安心を。

対象となる交通事故災害

国内で自動車、汽車、電車、原動機付自転車、自転車（小児用自転車は除く。ただし、車輪の直径が16インチ以上の小児用自転車は含む）、定期旅客船、旅客運送の用に供する交通船、旅客機等の接触、衝突、転覆等による人身の事故（自損事故を含む）に遭われた場合です。

市町村交通災害共済 加入から見舞金請求の流れ

●市町村交通災害共済に加入しよう

配布された加入申込書兼納付書に同一住所の加入者名を記入し、1人あたり**500円**の掛金を添えてお住まいの市役所・町役場に提出してください。加入申込用紙は、4枚1組の複写になっておりますので離さずにボールペンではっきり記入してください。（※）

加入申込みは、**令和3年2月1日**から受付けます。 ※お住まいの市町によっては様式が異なります。

加入について

以下の市町に住民登録をしている方は、どなたでも加入できます。

長崎県内	9市	●島原市●平戸市●松浦市●対馬市●壱岐市●五島市●西海市 ●雲仙市●南島原市 ※長崎市・佐世保市・諫早市・大村市を除く
	全町	●長与町●時津町●東彼杵町●川棚町●波佐見町●小値賀町 ●佐々町●新上五島町

また就学（学生）のため一時的に転出している方も加入できます。

ご注意ください

●共済掛金について

1年ごとに加入者1人につき**500円**です。中途加入者についても同額です。納められた掛金は、原則として返還いたしません。

●共済期間について

令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。ただし、4月1日以降に加入される方は、**市役所・町役場で受理した日時から令和4年3月31日まで**です。

申込は各市役所・町役場へ!! くわしいことはお住まいの市役所・町役場へおたずねください。この交通災害共済は、市町村が組織した特別地方公共団体（長崎県市町村総合事務組合）で取り扱っている制度です。

個人情報の利用について 本共済に関する個人情報は、災害見舞金の支払いに係る業務に必要な範囲でしか利用いたしません。

請求について

●災害に遭われた方は事故発生日から2年以内に見舞金を請求しましょう

見舞金を請求する加入者等は次の書類を添えて市役所・町役場へ提出してください。

請求書等、様式は市役所・町役場、または長崎県市町村総合事務組合ホームページからダウンロードしてください。 <http://www.nagasaki-soukumi.jp/>

- | | |
|--------------------------------------|-----------------|
| (1)災害見舞金請求書 | (2)加入者証兼領収書(写し) |
| (3)自動車安全運転センター等の発行する交通事故証明書(写しでも可) | (4)交通事故申立書 |
| (5)医師の診断書(死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書)(写しでも可) | (6)通帳(振込先口座)の写し |
| (7)死亡の場合は戸籍謄本(写しでも可) | |

※ 見舞金請求の際は交通事故証明書が必要になりますので、必ず警察署へ届け出てください。

交通事故証明書が得られない場合は、災害発生現認書を提出してください。(ただし、見舞金は治療日数にかかわらず、1万円が上限となります。)

ご注意ください

●災害見舞金の請求期限は事故発生日から2年以内です。

2年以上経ってから請求されると災害見舞金はお支払いいたしません。

(治療継続中であっても、2年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください)

●請求手続きは、原則として本人(死亡の場合は遺族)が行ってください。

被災者が未成年である、高齢により手続きが困難など特別な事由がある場合は、ご家族の手続きが認められます。

●初診は、医師による診断(病院)が必要です。

整骨院や鍼灸院については、病院に受診後、医師の診断書を提出した場合のみ見舞金の対象となります。(整骨院や鍼灸院のみの場合は対象外)

●次のような場合は災害見舞金の全部又は一部を支払いません

災害見舞金を支払わない交通事故	災害見舞金の全部又は一部しか支払わない交通事故
(1)自殺による事故	(1) 正当な理由なくして、傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき
(2)無免許運転による事故	(2) 不正に見舞金の支払を受けようとしたとき
(3)酒酔い運転による事故	(3) 法令に違反したとき
(4)故意又は重大な過失による事故	
(5)天災などの原因でおきた事故	